


所管部課	総務部文書課	部長	阿部 晴彦		
件名	公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下の報告について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	中央公民館			
1. 要旨					
(1) 報告要旨 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があり、これを却下したので、地方自治法第244条の4第4項の規定により市議会に報告するものである。					
(2) 審査請求の趣旨 東大和市立中央公民館長が、2021年（令和3年）2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分の取消し及び謝罪を求める。					
(3) 裁決の要旨 本件審査請求は、不適法であるため却下する。					
(4) 影響及び効果 地方自治法に基づく適正な手続を行うことができる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
令和3年2月26日 審査請求人から、審査請求書が提出された。					
令和3年3月17日 審理員を指名した（福祉部参事）。					
令和3年6月24日 審理員による口頭意見陳述が実施された。					
令和3年7月19日 審理員から本件審査請求を却下すべきとの審理員意見書が提出された。					
令和3年8月10日 東大和市行政不服審査会への諮問を行った。					
令和3年9月28日 東大和市行政不服審査会から本件審査請求を却下すべきとする答申があった。					
令和3年10月8日 本件審査請求を却下する裁決をした。					
3. 留意事項（問題点等）					
審査請求が不適法であり却下する場合、行政不服審査会への諮問は不要とされているが、本件審査請求については、慎重な判断を要したため、行政不服審査会への諮問を実施した。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
第4回市議会定例会への提案準備を進める。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。